

福岡県公報

令和 7 年 2 月 14 日
第 571 号

目 次

告 示 (第78号 - 第88号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	3
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	3
○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(情報政策課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下 水 道 課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	5
公 告		
○建築基準法に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の認定	(建築指導課)	6
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	6
○土地収用法に基づく土地の立入りの許可	(用 地 課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8

○林業種苗法に基づく生産事業者の登録事項の変更の届出	(林業振興課)	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(生活衛生課)	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(生活衛生課)	9
○意見募集の結果の公示	(介護保険課)	9
○意見募集の結果の公示	(介護保険課)	10
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(建築指導課)	10
○都市計画事業の施行	(公園街路課)	10

選挙管理委員会

○福岡県知事選挙の執行に係る選挙人名簿の登録について	(行財政支援課)	10
----------------------------	----------	----

公安委員会

○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	11
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	12
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	15

再 掲

○令和 7 年度福岡県職員採用 (Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者) 試験の施行	(人事委員会事務局任用課)	17
○令和 7 年度福岡県職員採用選考試験 (前期) の実施	(人事委員会事務局任用課)	20
○令和 7 年度福岡県職員 (労務職員) 採用選考試験の実施	(人事委員会事務局任用課)	23

告 示

福岡県告示第78号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域 (平成21年 3 月福岡県告示第545号) のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 7 年 2 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
雷山(h)	糸島市雷山（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
犬石(1)	糸島市神在（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第79号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第261号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
雷山(h)	糸島市雷山（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
犬石(1)	糸島市神在（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第80号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年3月福岡県告示第598号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用

する同条第4項の規定により公示する。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
堀-1	糸島市二丈福井（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大佛(a)	糸島市二丈一貴山（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 3 及び 4 は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第81号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成22年3月福岡県告示第599号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
堀-1	糸島市二丈福井（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 3 に記載する表のとおり
大佛(a)	糸島市二丈一貴山（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 4 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 3 及び 4 は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第82号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 7 年 2 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
雷山 - 1	糸島市雷山 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
犬石 - 1	糸島市神在 (別紙図面 2 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
堀 - 1	糸島市二丈福井 (別紙図面 3 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
大佛 - 1	糸島市二丈一貴山 (別紙図面 4 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から 4 までは省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第83号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第 57号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 7 年 2 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
雷山 - 1	糸島市雷山 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
犬石 - 1	糸島市神在 (別紙図面 2 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり
堀 - 1	糸島市二丈福井 (別紙図面 3 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 3 に記載する表のとおり

大佛 - 1	糸島市二丈一貴山 (別紙図面 4 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 4 に記載する表のとおり
--------	-----------------------------	---------	-------------------

備考 別紙図面 1 から 4 までは省略し、その図面は糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第84号

土壤汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を次のとおり指定する。

令和 7 年 2 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定する形質変更時要届出区域
京都郡苅田町新松山二丁目 1 番
- 土壤汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。) 第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 規則第31条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 規則第58条第 5 項第10号から第13号までの該当性
規則第58条第 5 項第11号 (埋立地特例区域) に該当

福岡県告示第85号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成16年福岡県規則第25号) 第 3 条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和 7 年 2 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第1号	令和7年4月1日	技術系企業PR動画作成支援補助金の申請内容の変更の承認の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和7年4月1日	技術系企業PR動画作成支援補助金の中止（廃止）の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和7年4月1日	技術系企業PR動画作成支援補助金の実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第20条	令和7年4月1日	技術系企業PR動画作成支援補助金の取得財産等処分承認申請
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）	第40条	令和7年2月15日	住宅確保要配慮者居住支援法人に係る指定の申請
水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）	第63条第1項	令和7年4月1日	漁業協同組合の設立の認可の申請
水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）	第69条第2項	令和7年4月1日	漁業協同組合の合併の認可の申請
水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）	第85条の2第4項	令和7年4月1日	漁業生産組合の成立の届出
水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）	第63条第1項、第92条第4項	令和7年4月1日	漁業協同組合連合会の設立の認可の申請
水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）	第69条第2項、第92条第5項	令和7年4月1日	漁業協同組合連合会の合併の認可の申請
水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）	第63条第1項、第96条第4項	令和7年4月1日	水産加工業協同組合の設立の認可の申請
水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）	第69条第2項、第96条第5項	令和7年4月1日	水産加工業協同組合の合併の認可の申請
水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）	第63条第1項、第100条第4項	令和7年4月1日	水産加工業協同組合連合会の設立の認可の申請

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）	第69条第2項、第100条第5項	令和7年4月1日	水産加工業協同組合連合会の合併の認可の申請
水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）	第63条第1項、第105条第4項	令和7年4月1日	共済水産業協同組合連合会の設立の認可の申請
水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）	第69条第2項、第105条第5項	令和7年4月1日	共済水産業協同組合連合会の合併の認可の申請
漁業法（昭和24年法律第267号）	第57条第1項	令和7年4月1日	漁業の許可の申請

2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）	第6条第1項	令和7年2月15日	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録（更新）の申請
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）	第5条の3第1項	令和7年2月15日	マンション管理計画の認定の申請
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）	第5条の3第1項、第5条の6第2項	令和7年2月15日	マンション管理計画の認定の更新の申請
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）	第5条の7第1項	令和7年2月15日	マンション管理計画の変更の認定の申請
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）	第32条	令和7年4月1日	配置従事の届出
薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）第1条の規定による改正前の薬事法	第32条	令和7年4月1日	配置従事の届出
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）	第4条第1項	令和7年4月1日	改善計画の認定の申請
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和51年政令第132号）	第3条第1項	令和7年4月1日	改善計画の変更の認定の申請

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）	第7条第1項	令和7年4月1日	沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定申請
遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）	第4条第1項	令和7年4月1日	遊漁船業者の登録の申請
漁業法（昭和24年法律第267号）	第47条、第58条	令和7年4月1日	許可内容変更の許可の申請
漁業法（昭和24年法律第267号）	第69条	令和7年4月1日	漁業の免許の申請
漁業法（昭和24年法律第267号）	第72条第6項	令和7年4月1日	団体漁業権の共有の認可申請
漁業法（昭和24年法律第267号）	第76条第1項	令和7年4月1日	漁業権の分割又は変更の免許の申請
漁業法（昭和24年法律第267号）	第78条第2項	令和7年4月1日	個別漁業権を目的とする抵当権設定の認可申請
漁業法（昭和24年法律第267号）	第79条第1項ただし書	令和7年4月1日	個別漁業権の移転の認可申請
漁業法（昭和24年法律第267号）	第88条第1項、第88条第5項	令和7年4月1日	漁業権行使停止中の他の者への漁業の許可申請
漁業法（昭和24年法律第267号）	第109条第1項	令和7年4月1日	沿岸漁場管理団体の指定申請
漁業登録令（昭和26年政令第292号）	第10条第1項	令和7年4月1日	免許漁業原簿の謄本等の交付及び閲覧の請求

福岡県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

北九州	国 道	495号	前	遠賀郡岡垣町大字内浦264番1先から遠賀郡岡垣町大字内浦416番1先まで	18.9 ～ 38.5	703.3
			後	遠賀郡岡垣町大字内浦264番1先から遠賀郡岡垣町大字内浦416番1先まで	19.1 ～ 38.5	

福岡県告示第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和2年9月福岡県告示第743号筑豊広域都市計画下水道事業鞍手公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
鞍手町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
筑豊広域都市計画下水道事業鞍手公共下水道
- 3 事業施行期間
平成8年6月13日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第88号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和2年1月31日福岡県告示第94号福岡広域都市計画道路事業7・5・1-108号中川久保線及び福岡広域都市計画道路事業3・4・1-73号北コミュニティ線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告

示する。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

大野城市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 7・5・1-108号 中川久保線

福岡広域都市計画道路事業 3・4・1-73号 北コミュニティ線

3 事業施行期間

平成29年10月27日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の公告認定対象区域内において、一敷地内認定建築物以外の建築物の認定をしたので、同条第6項の規定により公告する。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

認定番号	認定年月日	認定対象区域	縦覧に供する場所
6福整第709号	令和6年6月26日	糟屋郡宇美町とびたけ二丁目 1556-110、1556-111、1556-112、1556-127、1556-618、1556-621	福岡県土整備事務所
6北整第770号-3	令和6年8月28日	遠賀郡水巻町おかの台1795-28、1795-70	北九州県土整備事務所

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（両筑第2地区）	令和6年3月29日

公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、土地立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 起業者の名称

九州電力送配電株式会社

2 事業の種類

特別高圧送電線220kV鳥栖三池線総合更新工事（侍島地区）

3 立ち入ろうとする土地の区域

みやま市瀬高町大字上庄字水町、大字高柳字下町、字梨ノ木、字江湖及び字宮手、大字東津留字江湖、字二ノ坪、字宮手、字金付免、字白木中及び字五ノ溝、大字濱田字野開、字芦原、字柿ノ木、字新橋、字高頭及び字一町田並びに大字河内字熊代及び字大町地内

柳川市三橋町大字五拾町字平町、字西川、字天神浦及び字中浜並びに大字棚町字八ノ坪、字中土居、字下浜、字水洗、字小浜及び字浜ノ内地内

4 立ち入ろうとする期間

令和7年4月1日から令和8年1月31日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

那珂川市大字山田字アカエ597番1及び597番9から597番18まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県熊本市東区小峯三丁目1番18号

株式会社南栄開発

代表取締役 斉藤 忠

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和6年12月6日（(13)北九州・カラー2は令和6年12月13日、(18)筑後・カラー1は令和7年1月9日）

4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額

（(18)筑後・カラー1は契約の相手方の氏名及び住所並びに契約金額）

	件名	機種番号	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額（1枚（カウント）当たりの単価、税抜き）
(1)	本庁・モノクロ	A B C D E	コニカミノルタジャパン株式会社情報機器営業本部九州支社	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.77 円 0.77 円 0.77 円 0.77 円 0.77 円
(2)	福岡・モノクロ	A B C D E	コニカミノルタジャパン株式会社情報機器営業本部九州支社	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.93 円 0.93 円 0.93 円 0.93 円 0.93 円
(3)	北九州・モノクロ	A B C D E	コニカミノルタジャパン株式会社情報機器営業本部九州支社	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.79 円 0.79 円 0.79 円 0.79 円 0.79 円
(4)	筑豊・モノクロ	A B C D E	コニカミノルタジャパン株式会社情報機器営業本部九州支社	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.80 円 0.80 円 0.80 円 0.80 円 0.80 円
(5)	筑後・モノクロ	A B C D E	コニカミノルタジャパン株式会社情報機器営業本部九州支社	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.99 円 0.99 円 0.99 円 0.99 円 0.99 円
(6)	本庁・カラー1	F（モノクロ） F（カラー）	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.88 円 3.04 円
(7)	本庁・カラー2	G（モノクロ） G（カラー）	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.52 円 3.01 円
(8)	本庁・カラー3	H（モノクロ） H（カラー）	コニカミノルタジャパン株式会社情報機器営業本部九州支社	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.53 円 2.05 円
(9)	福岡・カラー1	F（モノクロ） F（カラー）	コニカミノルタジャパン株式会社情報機器営業本部九州支社	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	1.45 円 4.70 円

(10)	福岡・カラー 2	G (モノクロ) G (カラー)	コニカミノルタジ ヤパン株式会社情 報機器営業本部九 州支社	福岡市博多区東比 恵一丁目 2 番 12 号	0.63 円 2.66 円
(11)	福岡・カラー 3	H (モノクロ) H (カラー)	コニカミノルタジ ヤパン株式会社情 報機器営業本部九 州支社	福岡市博多区東比 恵一丁目 2 番 12 号	0.59 円 2.65 円
(12)	北九州・カラ ー 1	F (モノクロ) F (カラー)	富士フイルムビジ ネスイノベーション ンジャパン株式会 社福岡支社	福岡市博多区博多 駅前一丁目 6 番 16 号	1.15 円 5.92 円
(13)	北九州・カラ ー 2	G (モノクロ) G (カラー)	富士フイルムビジ ネスイノベーション ンジャパン株式会 社福岡支社	福岡市博多区博多 駅前一丁目 6 番 16 号	0.75 円 4.74 円
(14)	北九州・カラ ー 3	H (モノクロ) H (カラー)	コニカミノルタジ ヤパン株式会社情 報機器営業本部九 州支社	福岡市博多区東比 恵一丁目 2 番 12 号	0.55 円 2.24 円
(15)	筑豊・カラー 1	F (モノクロ) F (カラー)	富士フイルムビジ ネスイノベーション ンジャパン株式会 社福岡支社	福岡市博多区博多 駅前一丁目 6 番 16 号	1.13 円 7.15 円
(16)	筑豊・カラー 2	G (モノクロ) G (カラー)	コニカミノルタジ ヤパン株式会社情 報機器営業本部九 州支社	福岡市博多区東比 恵一丁目 2 番 12 号	0.75 円 3.70 円
(17)	筑豊・カラー 3	H (モノクロ) H (カラー)	コニカミノルタジ ヤパン株式会社情 報機器営業本部九 州支社	福岡市博多区東比 恵一丁目 2 番 12 号	0.35 円 3.01 円
(18)	筑後・カラー 1	F (モノクロ) F (カラー)	コニカミノルタジ ヤパン株式会社情 報機器営業本部九 州支社	福岡市博多区東比 恵一丁目 2 番 12 号	1.75 円 5.78 円
(19)	筑後・カラー 2	G (モノクロ) G (カラー)	コニカミノルタジ ヤパン株式会社情 報機器営業本部九 州支社	福岡市博多区東比 恵一丁目 2 番 12 号	0.40 円 2.62 円
(20)	筑後・カラー 3	H (モノクロ) H (カラー)	コニカミノルタジ ヤパン株式会社情 報機器営業本部九 州支社	福岡市博多区東比 恵一丁目 2 番 12 号	0.40 円 2.86 円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札 (18筑後・カラー 1 は不調による随意契約)
- 6 入札公告日
令和 6 年 10 月 25 日
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第 13 条 1 (d) に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 2 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字芥屋 172 番及びこの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市安武町安武本 3195-2
長尾 周平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 2 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市都府楼南五丁目 890 番 2、890 番 4、890 番 21、890 番 22 及び 890 番 24、都府楼南四丁目 805 番 9 の一部、805 番 20 及び 2082 番の一部並びに大字通古賀 1565 番 1 の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
太宰府市通古賀五丁目 13 番 7 号

陶山 憲一

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者から登録事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧別	登録番号	生産事業者		事業所		生産事業の内容	変更年月日
		氏名	住所	名称	所在地		
新	福岡県第525号	吉岡真澄	八女市黒木町今600-5	吉岡真澄	八女市黒木町今600-5	種穂（採取）苗木（幼苗の育成）苗木（幼苗以外の苗木の育成）	令和6年12月25日
旧		松延真澄	八女市黒木町本分977-1	松延真澄	八女市黒木町本分977-1	種穂（採取）苗木（幼苗の育成）苗木（幼苗以外の苗木の育成）	

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（令和7年福岡県規則第5号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

今回の規則改正は、製菓衛生師法施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生勞

働省令第2号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和7年2月14日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県旅館業法施行細則及び福岡県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（令和7年福岡県規則第6号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

今回の規則改正は、下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年国土交通省・環境省令第1号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和7年2月14日

公告

福岡県介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則案について、令和6年10月29日から令和6年11月28日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和7年2月14

日に公布しました。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

保健医療介護部介護保険課指定係

電話：092-643-3322

メールアドレス：k-unei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則案について、令和6年10月29日から令和6年11月28日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和7年2月14日に公布しました。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

保健医療介護部介護保険課指定係

電話：092-643-3322

メールアドレス：k-unei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和7年2月14日から令和7年3月17日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に

掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和7年2月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 都市計画事業の種類及び名称

筑豊広域都市計画道路事業 3・4・36-4号 下老良植木線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県直方県土整備事務所 直方市日吉町9番10号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

福岡県直方市大字下新入地内

(2) 使用の部分

なし

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第6号

福岡県知事選挙が令和7年3月23日に執行される予定であるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、その要領を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和7年2月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

1 登録の基準日 令和7年3月5日

ただし、選挙人名簿被登録資格者の年齢については、令和7年3月23日をもって算定するものとする。

2 登 録 日 令和7年3月5日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第36号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和7年2月14日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
令和7年5月27日（火）	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
予備日 令和7年5月28日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

15名

※ ただし、15名を超える受検申請があった場合は、予備日に追加実施することとする。

予備日の受検定員にあっても15名とする。

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和7年4月14日（月）及び同年4月15日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (5) 検定手数料
14,000円
※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
- ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-4059-9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。
※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。
- ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第37号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和7年2月14日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 雑踏警備業務1級
(2) 雑踏警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和7年6月3日(火)	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 雑踏警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和7年6月4日(水)	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行

わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和7年4月14日（月）及び同年4月15日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

13,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-4059-9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、

3174) に対して行うこと。

- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第38号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和7年2月14日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和7年6月26日（木）	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和7年6月27日（金）	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - (イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
 - (ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
- ア 学科試験
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
 - (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - (オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - (イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 7 検定申請手続等
- (1) 事前（電話）受付期間
 - ア 受付日
令和7年4月14日（月）及び同年4月15日（火）
 - イ 受付時間
午前9時00分から午後4時00分までの間
 - (2) 受検申請手続期間
事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間
 - (3) 受検申請手続場所
 - ア 住所地を管轄する警察署
 - イ 営業所を管轄する警察署
 - (4) 必要書類
 - ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
 - (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
 - (ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1級検定受検希望者に限る。）
 - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
 - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）
 - イ 必要に応じて添付すべき書類
 - (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
 - (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (5) 検定手数料
16,000円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
- ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-4059-9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
 - ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

福岡県職員採用（Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者）試験を別表のとおり施行する。

令和7年1月30日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

令和7年度福岡県職員採用試験

回数	種類	試験区分	受験資格		試験日	試験種目	試験地	合格者発表		受付期間	試験の特例等	試験案内等の配布場所	試験の申込先	その他
								発表日	発表の方法					
第201回	民間企業等職務経験者	土木 建築 機械 電気 農業 農林業 畜産 水産	土木	昭和39年4月2日以降に生まれた者で、令和7年6月末日現在民間企業等における土木関係の職務経験を5年以上有する者	第1次 7月28日 8月12日	基礎能力試験	所定の試験地	第1次	9月中旬	インターネットにより、令和7年6月20日から令和7年7月11日まで	Ⅲ類行政、教育行政及び警察行政については、点字による試験（試験地は福岡市に限る。）及び拡大文字による試験を実施する。	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階 総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階 文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階 福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚・直方、久留米） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・保健福祉事務所（糸島） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・農業大学校 ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂） ⑦県内高等学校 ※①についてはⅡ類及びⅢ類の場合、郵送による申込用紙の請求ができる。 ※⑦についてはⅡ類及び民間企業等職務経験者採用試験を除く。	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
			建築	昭和39年4月2日以降に生まれた者で、次のア〜ウのいずれかに該当する者 ア．一級建築士の資格を有する者 イ．令和7年6月末日現在民間企業等における建築関係の職務経験を5年以上有する者で、二級建築士の資格を有する者 ウ．令和7年6月末日現在民間企業等における建築関係の職務経験を5年以上有する者で、大学、高等専門学校又は専修学校等において建築学に関する学科を卒業した者										
			機械	昭和39年4月2日以降に生まれた者で、令和7年6月末日現在民間企業等における機械関係の職務経験を5年以上有する者										
			電気	昭和39年4月2日以降に生まれた者で、令和7年6月末日現在民間企業等における電気関係の職務経験を5年以上有する者										
			農業	昭和39年4月2日以降に生まれた者で、令和7年6月末日現在民間企業等における農業関係の職務経験を5年以上有する者										
			農業土木	昭和39年4月2日以降に生まれた者で、令和7年6月末日現在民間企業等における農業土木関係の職務経験を5年以上有する者										
			林業	昭和39年4月2日以降に生まれた者で、令和7年6月末日現在民間企業等における林業関係の職務経験を5年以上有する者										
			畜産	昭和39年4月2日以降に生まれた者で、令和7年6月末日現在民間企業等における畜産関係の職務経験を5年以上有する者										
			水産	昭和39年4月2日以降に生まれた者で、令和7年6月末日現在民間企業等における水産関係の職務経験を5年以上有する者										
		第202回		行政 教育行政	昭和39年4月2日以降に生まれた者で、令和7年6月末日現在民間企業等における職務経験を5年以上有する者	第1次 8月24日	基礎能力試験 論文試験	福岡市 東京都	第1次	10月上旬	インターネットにより、令和7年6月27日から令和7年7月18日まで			
行政（DX）	昭和39年4月2日以降に生まれた者で、令和7年6月末日現在民間企業等におけるICTなどのデジタル技術を活用した事業の企画・立案又は情報システムの開発・管理等の職務経験を5年以上有する者			第2次 11月中	人物試験 資格調査	福岡市	最終	12月中旬						

第 203 回	II 類	農 業	平成12年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者	第 1 次	9 月 28 日	教養試験 専門試験	福岡市	第 1 次	10 月 上 旬	インターネット、 持参又は郵送により、 令和7年7月25日 から令和7年8月15 日まで なお、郵送による 申込みは令和7年8 月15日までの消印の あるものに限る。
				第 2 次	10 月 中 旬 10 月 下 旬 ↓	論文試験 人物試験 資格調査	福岡市	最 終	11 月 上 旬	
203	III 類	行 政 教育行政 警察行政 土 木 農業土木 林 業	平成14年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 (ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。)	第 1 次	9 月 28 日	土木、農業土木及 び林業は 教養試験 専門試験 上記以外は 教養試験	福岡市 久留米市 直方市 北九州市	第 1 次	10 月 上 旬	
				第 2 次	10 月 中 旬 10 月 下 旬 ↓	作文試験 人物試験 資格調査	福岡市	最 終	11 月 上 旬	

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

(注2) 上表中、「大学」、「高等専門学校」及び「専修学校」とは学校教育法に規定する大学（Ⅲ類は短期大学を除く。）、高等専門学校、専修学校その他人事委員会が認めるものをいう。

(注3) 民間企業等職務経験者採用試験の「民間企業等における職務経験」とは、会社員、公務員、自営業者として6ヶ月以上継続して就業すること（1週間の所定労働時間が30時間以上のものに限る。）その他人事委員会が認めるものをいう。
なお、令和7年6月末現在、福岡県職員（会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）である者はこの試験を受験することができない。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

福岡県職員採用選考試験（前期）を別表のとおり実施する。

令和7年1月30日

福岡県人事委員会委員長 馬 場 貞 仁

獣医師	獣医師業務	保健福祉環境事務所、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所等		獣医師免許を有する者又は令和8年5月までに免許を取得する見込みの者	①昭和39年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 ②平成14年4月2日以降に生まれた者であつて、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和8年3月までに卒業見込みの者	日本国籍を有する者	5月18日	論文試験 人物試験 資格調査	福岡市 東京都 北海道	6月下旬	インターネットにより、令和7年4月9日から令和7年5月1日まで			
-----	-------	----------------------------	--	-----------------------------------	---	-----------	-------	----------------------	-------------------	------	---------------------------------	--	--	--

(注1) この試験を受験できない者
・地方公務員法第16条に該当する者

(注2) 上表中、「大学」、「大学院」とは学校教育法に規定する大学、大学院その他人事委員会が認めるものをいう。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

福岡県職員（労務職員）採用選考試験を別表のとおり実施する。

令和7年1月30日

福岡県人事委員会委員長 馬 場 貞 仁

令和7年度福岡県職員（労務職員）採用選考試験

職種・区分	職務内容	採用時 勤務予定場所	受験資格		試験日	選考科目	試験地	合格者発表		受付期間	試験案内等 の配布場所	試験の申込先	その他
			昭和51年4月2日 以降に生まれた者	日本国籍を有する 者、又は日本国籍を 有しない者であって も、現に日本に永住 している者				発表日	発表の方法				
農業技術員 (農産園芸)	ほ場及び作業場における試験研究に関する各種農作物の栽培管理及び保存、調査補助(簡易なデータ入力、機器計測を含む。) 作業用機械器具の簡単な点検整備並びに農業用機械器具の整備、改造、部品の製作、組立て及び運転	農林業総合試験場及び同分場 農林業総合試験場資源活用研究センター	/		第 1 次	教養試験 作文試験	福岡市	第 1 次	10 月 下 旬	インターネット、 持参又は郵送により、 令和7年7月25日 から令和7年8月15 日まで なお、郵送による 申込みは令和7年8 月15日までの消印の あるものに限る。	①福岡県人事委員会事 務局 ②福岡県庁1階総合案 内、県民情報センター ③アクロス福岡2階 文 化観光情報ひろば ④福岡市役所1階 福岡 市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡 県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所(博多、 北九州東、北九州 西、田川、飯塚・直 方、久留米) ・保健福祉環境事務所 (宗像・遠賀、南筑 後) ・保健福祉事務所(糸 島) ・農林事務所(福岡、 朝倉、八幡、筑後、 行橋) ・県土整備事務所(福 岡、南筑後、直方、 京築、八女、那珂) ⑦各大学、短大等の就 職担当窓口 ※①については郵送に よる申込用紙の請求 ができる。	福岡県人事 委員会事務局	この試験の間 合せは、福岡県 人事委員会事務 局に行うこと。 試験の詳細に ついては、別に 試験案内を交付 する。
	試験研究に関わる家畜及び 家きんの飼育管理及び自給飼 料の栽培調製、調査補助(簡 易なデータ入力、機器計測を 含む。) 作業用機械器具の簡単な点 検整備並びに農業用機械器具 の整備、改造、部品の製作、 組立て及び運転	農林業総合試験 場											
	ほ場及び試験林における試 験研究に関わる山林苗木等の 育苗、試験林等の保育、間除 伐の作業 菌類の生産及び加工等の作 業、試験研究の補助(簡易な データ入力、機器計測を含 む。) 生産加工施設及び作業用機 械器具の簡単な点検整備	農林業総合試験 場資源活用研究 センター											
労務職員	道路における日常巡視、夜 間巡視、工事箇所巡視等 道路維持管理上必要な維持 補修及び結果報告、不法投棄 物及び交通に支障がある場合 の不法看板等の撤去 道路維持補修業務に用いる 庁用自動車の運転、作動点検 等	県土整備事務所	普通自動車第一種 運転免許(オートマ チック車限定免許を 含む)を有する者又 は令和8年4月まで に免許を取得する見 込みの者	第 2 次	11 月 中 旬	人物試験 資格調査	最 終	12 月 上 旬					
	河川、海岸保全区域、砂防 指定地等(以下「河川等」と いう。)の保全上必要な措 置、河川等の境界杭の確認 法に基づく河川等の占用、 産出物の採取、工作物の新 築、改築、除却及び土地の掘 削の行為に係る条件の遵守、 不法な行為の状況に係る巡視 及び記録 河川巡視業務に用いる庁用 自動車の運転、作動点検等												
	児童等の移送に係る自動車 の運転、専用車の運行 運転開始前の灯火装置、制 御装置の作動点検等	本庁、児童相談 所等											
水産・ダム管理 技術員	5t未満の船舶の運転 海上及び陸上における調査 及び研究に必要な労務作業	水産海洋技術セ ンター及び同研 究所	2級小型船舶操縦 士免許を有する者又 は令和8年4月まで に免許を取得する見 込みの者										
	5t未満の船舶の運転 ダム及び用排水施設におけ るポンプの運転及び巡視並び に保守作業等	県土整備事務所 ダム管理出張所											

(注) この試験を受験できない者
・地方公務員法第16条に該当する者